

令和6年2月21日（義—12）

## 海外救援金の受付期間の延長について

日本赤十字社では、世界中の災害や紛争、病気などに苦しむ人々を救うため、救援活動や復興支援、予防活動に取り組んでおりますが、引き続きの支援を続けていく為、下記救援金の受付期間の延長をすることとしましたのでお知らせします。

### 1 救援金名 及び 延長期間

◎ウクライナ人道危機救援金	令和7年3月31日（月）まで	1年間延長
◎中東人道危機救援金	令和7年3月31日（月）まで	1年間延長
◎バングラデシュ南部避難民救援金	令和7年3月31日（月）まで	1年間延長
◎アフガニスタン人道危機救援金	令和7年3月31日（月）まで	1年間延長
◎イスラエル・ガザ人道危機救援金	令和6年9月30日（月）まで	半年間延長

### 2 受付窓口

○日本赤十字社山梨県支部 甲府市池田1-6-1  
9時00分から17時00分まで（土、日、祝祭日を除く）

○ゆうちょ銀行 口座番号 00110-2-5606  
加入者名 日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）

※通信欄に「救援金名」を明記してください。

※窓口でのお振り込みの場合は、振込手数料は免除されます。

※振込用紙の半券が、受領証の代わりとして、税制上の措置が受けられます。

※受領書が必要な場合は、通信欄に「受領書希望」とご記入してください。

○インターネットバンキング、クレジットカード等でご協力いただける場合は、日本赤十字社のホームページをご確認ください。 <https://www.jrc.or.jp>

### 【本件に関するお問い合わせ先】

日本赤十字社山梨県支部 総務課 振興係 TEL 055-251-6711